

令和元年6月21日

【内閣府】

【概要書】

平成30年度 東京電力福島原子力発電所事故調査
委員会の報告書を受け講じた措置

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

平成30年度 東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書を受けて講じた措置(要点)

- ◎ 国会法(昭和22年法律第79号)附則第11項において、「内閣は、当分の間毎年、国会に、(中略)東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の報告書(※1)を受けて講じた措置に関する報告書を提出しなければならない」とされている。フォローアップ(※2)は平成24年度版から毎年実施しており、今回で7回目。
- ◎ 本報告書は、関連する閣議決定白書で報告されている取組等を、各提言に対応する形で取りまとめたもの。

※1 国会事故調報告書(平成24年7月5日公表) ※2 提言1(規制当局に対する国会の監視)、提言4(電気事業者の監視)の一部及び提言7(独立調査委員会の活用)は国会に対する提言のため、それ以外の提言について講じた措置を報告。

提言2(政府の危機管理体制の見直し)について

【基本的な対応】

- 平成24年9月に、原子力災害対策本部等を拡充するとともに、原子力防災会議を設置。同年10月、官邸を中心とした情報収集・意思決定を行う体制を確保。平成26年10月に原子力防災に係る総合調整を一元的に担う内閣府政策統括官(原子力防災担当)を設置し、原子力防災体制を抜本的に強化。緊急災害対策本部と原子力災害対策本部の連携を強化。
- 13地域それぞれの「地域原子力防災協議会」の活動を通じ、地域防災計画・避難計画の具体化等を支援。「緊急時対応」は原子力防災会議で了承(川内、伊方、高浜、泊、玄海、大飯は了承済み)。継続して計画を改善・強化。自然災害との複合災害も想定し、原子力総合防災訓練を実施。
- 平成24年10月に原子力災害対策指針を策定し、原子力災害対策重点区域(PAZ(原子力施設からおおむね5km)、UPZ(同おおむね30km))、緊急時活動レベル(EAL)等を設定。国と地方の役割分担を含むオフサイト対応措置を強化。緊急時モニタリング体制や原子力災害時の医療体制を強化。

【平成30年度に講じた主な措置】

- 「基幹高度被ばく医療支援センター」の指定を内容とする原子力災害対策指針の改正を行い、原子力規制委員会が量子科学研究開発機構を新たに指定。
- 玄海地域及び伊方地域の緊急時対応を改定。8月に関西電力大飯発電所及び高浜発電所において自然災害と原子力災害の複合災害を想定した原子力総合防災訓練を実施。
- 原子力規制委員会は、10月には原子力災害発生初期(1週間以内)の緊急時を対象に、原子力災害事前対策の策定において参照すべき線量のめやすについて、見解を取りまとめ。
- 総合防災訓練の実施や指針の改正等も踏まえて、平成31年3月に原子力災害対策マニュアルを改訂。

提言3(被災住民に対する政府の対応)について

【基本的な対応】

- 国は福島県が創設した「福島県民健康管理基金」に交付金を拠出し、福島県はこの基金を活用して、県民健康調査や内部被ばく線量の検査等を実施。環境省は、福島県が行う取組を支援するとともに、疾病罹患動向の把握、地域ニーズに合ったリスクコミュニケーション事業等を実施。
「総合モニタリング計画」に沿ってモニタリングを実施し、原子力規制委員会が結果を公表。
- 除染特別地域は環境省が、汚染状況重点調査地域は市町村が除染を実施。帰還困難区域を除き、平成30年3月には全ての面的除染が完了。
- 中間貯蔵施設については、平成28年3月に公表した「当面5年間の見通し」に沿って事業を実施。
- 平成29年4月には、帰還困難区域及び大熊町・双葉町の一部を除き避難指示を解除。避難指示解除後は、「「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」改訂」の要件に沿って、国と地元が一体となって帰還、復興の作業を一層本格化。
- 原子力損害賠償は、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針等に基づき、東京電力が実施。
- 「福島相双復興官民合同チーム」が被災事業者・農業者の事業再開等を支援。「福島イノベーション・コースト構想」や「福島新エネ社会構想」を強力に推進。

【平成30年度に講じた主な措置】

- 帰還困難区域については、特定復興再生拠点区域復興再生計画を認定した双葉町、大熊町、浪江町、富岡町、飯館村、葛尾村の6町村において、特定復興再生拠点におけるインフラ復旧や除染・家屋解体等の一体的推進を開始。森林については、里山再生モデル事業の対象として選定した全14地区のうち、新たに5地区で除染作業に着手(計12地区)。
- 中間貯蔵施設整備に必要な用地として年度末までに1,689件、約1,114haを契約。平成29年から除去土壌等の分別処理と分別した土壌の貯蔵を開始し、年度末までに累計で約262万㎡の除去土壌等を搬入。12月には、「平成31年度の中間貯蔵施設事業の方針」を公表。除去土壌等の最終処分に向けて、再生利用実証事業などを推進。
- 国・福島県・大熊町で避難指示解除に係る協議の結果、平成31年4月10日の大熊町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域の避難指示解除に合意。
- 東京電力が原子力損害賠償を実施し、累計約8兆9,620億円を支払(平成31年3月29日時点)。
- 福島イノベーション・コースト構想の推進のため、重点推進計画を4月に内閣総理大臣が認定。福島イノベーション・コースト構想推進機構が、福島相双復興推進機構と連携協定を締結し、進出企業と地元企業とのマッチング等を推進。

提言4(電気事業者の監視)について

【基本的な対応】

- 原子力規制委員会は、被規制者等との面談等のルールを定め、情報公開を徹底。原子力事業者等が平成24年に設立した「原子力安全推進協会(JANSI)」において事業者間の相互監視体制を構築。
- 東京電力は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構(原賠機構)と共同作成した「新々・総合特別事業計画」(新々・総特)等に基づき、履行に向けて、組織改編などガバナンス体制の再構築を推進。「原子力改革特別タスクフォース」における危機管理の取組の「原子力改革監視委員会」による監視監督、放射線に関する全データを公開など、福島への責任の貫徹等に尽力。
- 廃炉・汚染水対策のための体制を強化し、引き続き事業者に加え国も前面に立って対策を実施。汚染水対策については、予防的かつ重層的な対策を実施。廃炉を着実に進められるよう、平成26年5月に原賠機構に「事故炉の廃炉支援業務」を追加。平成28年4月より「檜葉遠隔技術開発センター」(檜葉町)、平成30年3月より「大熊分析・研究センター」(大熊町)の運用を開始。
- 放射線業務従事者の被ばく線量管理については、東京電力などに対し、効果的な被ばく線量の低減措置の実施等を要求。労働基準監督機関は、実施状況の確認や必要な指導を実施。

【平成30年度に講じた主な措置】

- 原子力規制委員会は、安全性向上に係る取組等について原子力事業者との意見交換を実施。原子力を取り巻く課題や具体的な技術的事項について意見交換の場を設けることについて合意。
- JANSIは、原子力安全に取り組む活動を評価する仕組みとして、原子力発電所の運転実績及び安全性向上活動に係る指標データに基づく評点付けや安全性向上に大きく貢献した活動の表彰等を実施。
- 7月に設立した原子力エネルギー協議会は、①新知見等の積極活用、②外的事象への備え、③安全性向上の取組促進の仕組みを柱に、原子力産業界の共通的な課題の解決に向けた検討を開始。
- 汚染水対策については、平成30年3月に、凍土式の陸側遮水壁(凍土壁)が深部の一部を除き完成し、サブドレン等の機能と併せ、地下水位を安定的に制御し、建屋へ地下水を近づけない水位管理システムが構築された。未凍結であった凍土方式の陸側遮水壁の深部も、同年9月に凍結を完了。東京電力は、多核種除去設備等により浄化処理した水を仮に環境中に処分する場合、二次処理により環境放出基準を満たす方針を表明。廃炉対策については、3号機の使用済燃料プールの燃料取出しの開始に向けた準備を実施中。燃料デブリと思われる堆積物の物性確認を行うとともに、小石状の堆積物を動かせることを初めて確認。

提言5(新しい規制組織の要件(高い独立性、透明性、専門能力等))について

【基本的な対応】

- 平成24年9月に、関係行政機関が担っていた原子力の規制等の機能を統合し、国家行政組織法第3条に規定される委員会として、原子力規制委員会を設置。平成27年9月の原子力利用の安全に係る行政組織に係る「3年以内の見直し検討チーム」による最終取りまとめでは、独立性・中立性の向上のために内閣府へ移管する必要性は見出し難いとの結論。
- 意思決定の透明性を確保し、電気事業者等との面談はルールに従って公開。毎年、原子力規制委員会年次報告を国会に報告し、公表。
- 原子力規制委員会は民間等の実務経験者や若手職員等の採用に尽力。平成26年3月に「原子力安全人材育成センター」を設置。国際機関等への職員派遣などを積極的に実施。平成27年9月の原子力規制委員会でノーリターンルールの運用方針を決定。
- 国際原子力機関(IAEA)の総合規制評価サービス(IRRS)や国際核物質防護諮問サービス(IPPAS)での指摘や、委嘱した国際アドバイザーの助言等から取り入れた最新の知見を踏まえて自己変革を実施。平成28年4月に、原子力規制庁に内部監査や業務改善指導等を行う監査・業務改善推進室を設置。

【平成30年度に講じた主な措置】

- 原子力規制委員会は、許認可に係る審査の透明性向上に向けて改善を実施。また、被規制者等との面談のより詳細な内容を公開する方法を平成31年4月より試行。
- 原子力規制委員会は、マネジメントシステムの継続的な改善のため、マネジメント関連文書を体系的に整理。原子力規制庁は、内部監査を4部署及び1テーマについて実施し、情報共有空間の利用・管理に関する体制及びルール整備の進捗等の改善につながる勧告・提言を受領。
- 平成27年のIPPASミッションへの対応状況等の確認のため、11月にIPPASフォローアップミッションを受入れ、日本の核セキュリティ体制は強固で十分に確立されているとの見解を提示。平成28年のIRRSミッション報告書の勧告・提言への対応状況等のレビューを行うIRRSフォローアップミッション、及び、放射性物質等の輸送に関する規制に対する評価についての原子力規制委員会からの受入れ要請に対し、IAEAが了解。

提言6(原子力法規制の見直し)について

【基本的な対応】

- 世界で最も厳しい水準の新たな規制を導入。平成25年に、シビアアクシデント対策の強化やバックフィット制度の導入等のいわゆる新規制基準を策定。最新の科学的・技術的知見等を踏まえて継続的に見直しを実施。
- 原子力規制委員会が検討会を立ち上げ、平成26年10月に「東京電力福島第一原子力発電所 事故の分析 中間報告書」を公表し、国際社会にも発信。
- IRRS等のミッションの受入れ、国際機関が開催する各種会合、海外機関との二国間協力の枠組み等を通じ、東京電力福島第一原子力発電所事故から得られた知見や教訓を国際社会と共有。

【平成30年度に講じた主な措置】

- 平成29年4月に成立した炉規法等改正法(安全確保に係る事業者の一義的責任の徹底、包括的に監視・評価を行う仕組みなど、事業者の主体的な安全確保の水準の維持・向上を促す検査制度の見直し等)を順次施行(廃炉に関する廃止措置実施方針の作成・公表の義務付け等)。
- 原子力規制委員会の指示を受け、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会は、海外における規制の動向等に係る情報収集等を踏まえた調査やIRRSで明らかになった課題への評価を審議し、原子力規制庁に対して助言。